

# 国十九回 参議院大蔵委員会会議録 第十三号

昭和二十九年三月四日(木曜日)午後一時四十三分開会

委員の異動

三月三日委員松永義雄君辞任につき、その補欠として東隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

大矢半次郎君

理事

小林政夫君

菊川孝夫君

青柳秀夫君

岡崎眞一君

木内四郎君

藤野繁雄君

山本米治君

土田国太郎君

前田久吉君

三木與吉郎君

野溝勝君

東平林

堀木謙三君

河野通一君

大蔵省主税局長

木村常次郎君

渡辺喜久造君

事務局側

政府委員  
大蔵省政務次官

大蔵省銀行局長

河野通一君

事務局側

常任委員  
大蔵省主税局長

常任委員  
大蔵省政務次官

会専門員  
常任委員

小田正義君

- 本日の会議に付した事件
- 小委員長の報告

○群馬県藤原ダム建設に伴う補償費免稅の請願(第一三九号)	○国税収納金整理資金に関する法律案(内閣送付)
○葉たばこの冷害対策に関する請願(第四三三号)	○所得税法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○東南アジア諸国の水産物輸入関税軽減に関する請願(第五四〇号)	○法人税法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○中小企業金融機関の資金源強化充実に関する請願(第五八五号)	○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○政府資金融資に関する請願(第六六三号)	○相続税法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○水産業協同組合共済会の法人税减免に関する請願(第一一二三号)	○印紙税法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○公共企業体職員共済組合に関する請願(第一三五〇号)	○砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○引揚者の送金小切手支払促進等に関する請願(第一四〇四号)	○骨牌税法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○政府指定預金増額に関する陳情(第九二号)	○物品税法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○貿易金融の正常化に関する陳情(第二〇一号)	○揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○元関東洲における郵便貯金払戻しに関する陳情(第二二七号)	○酒税の保金及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)
○在外公館借入金支払に関する陳情(第二三三号)	○入場税法案(内閣送付)
○企業の自己資本強化に関する陳情(第二六六号)	○しゃし織維品の課税に関する法律案(内閣送付)
○保全経済会出資者救済に関する請願(第二三〇号)	○委員長(大矢半次郎君)これより第十三回の大蔵委員会を開会いたします。
○外國為替銀行法案(内閣提出)	
○国税徵収法の一部を改正する法律案(内閣送付)	

金難の緩和を図ると共に、金利の引下げ、融資手続きの簡素化について速やかに改善策を樹立し、中小企業の振興を期せられたいとの趣旨であり、請願第六百六十三号は、島根県が農林漁業等原始産業を主体とし、一般申立てしまして、慎重に審査をいたしましたのでありますが、その結果は次の通りであります。

請願第六百六十三号は、島根県が農林漁業等原始産業を主体とし、一般申立てしまして、慎重に審査をいたしましたのでありますが、その結果は次の通りであります。

請願第六百三十九号は、群馬県藤原ダム建設工事のため犠牲となる地元民の移転補償費は最小限の更生資金であるから、これに対しては当然補償費免稅の処置を講じ、犠牲者の不安動搖を防止せられたいとの趣旨であり、請願第四百三十三号は、福島県における葉たばこの耕作期間中の不良天候、特に冷害による減収は予想以上のものがあり、農家経済に及ぼす影響は誠に憂慮すべきものがあるから、速やかに災害補償の即時実施と耕作団体活動費助成額等について格別の措置を講ぜられたいとの趣旨であり、請願第五百四十号は、タイ及びインドネシア等の東南アジア諸国において最近設定せられた塩干魚、貝も類に対する輸入関税の引上げは十五割より二十八割に及ぶものであつて、北海道貿易産業の振興を阻害するものであるから、速やかに軽減されるよう適切なる措置を講ぜられたいとする趣旨であり、請願第五百八十五号は、中小企業者の専門的金融機関に対しても、その資金の強化充実を図るために、國及び県の財政資金を大幅に導入して、現下の資本の経過並びに結果について、小委員長より報告を聽取いたしました。

請願第十四百四号は、愛媛県山間地帶における最大の現金収入源であるみつまでは昭和二十七年度の奨励に引きかえ、二十八年に至り局納みつまたの納入数量は台湾麻の輸入増加と共に急速に減少し、本年度の買入量につい

ての不安は大きく、生産農民に大きな動搖と経済的困難を与えているから、局納数量の増大と価格安定に対する適切なる措置を講ぜられたいとの趣旨であります。

請願第十四百十号は、終戦前の内地送金小切手の調整確定の終結的処理に際し、大銀行のみでなく地方銀行へも公平に支払いできるよう措置せられると共に、終戦前に到着するも、交換レート未決定のため支払保留となつてある送金のレートを決定し、支払い、及び旧横浜正金銀行発行小切手も今回同時に支払うよう処理せられたいとの趣旨であり、いずれも妥当と考えられます。

よつて以上請願九件はいずれも採択すべきものと決定いたしました。ただこの際、附言いたしますれば、今の請願の趣旨通りをそのままというわけでなく、実際には、出席しておつた政府当局に、十分我々の採択した趣旨、例えば漁業共済会等に対する法人税の減免ということについて、免と

軽減のほうの意味であるといふように、小委員会が採択した趣旨については十分政府当局の納得の行くような採択の仕方をいたしておりますから、附陳情第九十二号は、大企業の資本蓄積傾向に加えて、昨今の金融引締めのしわ寄せを受け、中小企業は極端な資金不足を招来し、経営難は日を追つて深刻化しておる。この危局に対し、相應の政府指定預金の新規預託を実施し、中小企業の救済と育成を図られたいとの趣旨であり、

陳情第一百一号は、最近インフレ抑止策を講ぜられたいとの趣旨であります。

庄方策の一環として輸入金融抑制を中心とする引締めの措置が強化されつつあるが、これが単に量的規制のみに終るならば、却つて混迷と退歩を生ずる虞があるから、根本において金融機関の間の金融分業方式を確立せられたいとの趣旨であり、その願意不適当と考えられ、採択せざるものと決定いたしました。右御報告申上げます。

○委員長(大矢半次郎君) 只今報告のありました請願及び陳情につきましては、いずれも只今報告通り決定することと御異議ありません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。よつてさよう決定いたしました。

陳情第二百三十一号は、在外公館借入金の支払として公館への立替金の百分の一が支払われただけであり、在外公館に立替払をした引揚者がそのまま放置されるということは誠に承服できないことであるから、在外公館借入金の支払について善処せられたいとの趣旨であり、

陳情第二百六十六号は、企業の自己資本を強化するために、資産再評価及びこれに伴う減価償却について、税制の変更とともに、株式配当金について課税上の優遇措置をとる等の諸施策を考慮せられたいとの趣旨であり、

陳情第二百六十六号は、企業の自己資本を強化するために、資産再評価及びこれに伴う減価償却について、税制の制度を確立し、その業務の公共性に鑑み監督の適正を期すると共に、金融制度の整備改善に資することを目的として所要の規定を整えようとするものであります。

申すまでもなく、貿易依存度の高い我が国經濟の自立と發展を期するには、外国為替取引及び貿易金融の円滑化を図ると共に、株式配当金について課税上の優遇措置をとる等の諸施策を考慮せられたいとの趣旨であり、

よつて以上陳情五件はいずれも採択すべきものと決定いたしました。

請願第三百二十号は、保全經濟会の突然の營業休止により受けた出資者の経済上の苦痛は深刻を極めており、速かに

な事態の回復を熱望しているから、これが出資者救済の抜本的対策を講ぜられたいとの趣旨であり、その願意不適当と考えられ、採択せざるものと決定いたしました。右御報告申上げます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、外國為替銀行法案を議題といたします。為替銀行法案の説明を聽取いたします。

○政府委員(植木慶子郎君) 只今議題となりました外國為替銀行法案につきまして御説明申上げます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。よつてさよう決定いたしました。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、外國為替銀行法に準じた一般法といたしました。為替銀行は、同法に準拠して、その提携の目的とが最も時宜に適した措置と考えられるのであります。このような理由によりまして、各界有識の士にも諮りまして、今般ここに外國為替銀行制度に関する成案を得、法律案として御審議を願う運びと相成った次第であります。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、外國為替銀行法の一部を改正する法律案、(予備審査)

○政府委員(植木慶子郎君) 只今議題となりました外國為替銀行法案につきまして御説明申上げます。

この法案は、外國為替取引及び貿易金融の円滑を図るために、外國為替銀行の制度を確立し、その業務の公共性に鑑み監督の適正を期すると共に、金融制度の整備改善に資することを目的として所要の規定を整えようとするとあります。

申すまでもなく、貿易依存度の高い我が国經濟の自立と發展を期するには、外國為替取引及び貿易金融の円滑化を図ると共に、株式配当金について課税上の優遇措置をとる等の諸施策を考慮せられたいとの趣旨であり、

第一に、外國為替銀行は大蔵大臣の免許を受けなければならぬこととなるが、且つ資本の最低限度を十億円と定めることがあります。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、外國為替銀行法の一部を改正する法律案、(予備審査)

○政府委員(植木慶子郎君) 只今議題となりました外國為替銀行法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由と御説明申上げます。

右三案について提案理由の説明を聽取いたします。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、外國為替銀行法の一部を改正する法律案、(予備審査)

○政府委員(植木慶子郎君) 只今議題となりました外國為替銀行法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由と御説明申上げます。

先づ、最近における外國為替銀行の現況に鑑み、納稅の便宜を図るために、取扱官吏が納稅者から歳入の納付に使用できる証券以外の有價証券で取立の確実なものによる納稅の委託を受けることができる制度を設けることとしているのであります。このほか、税關において微取することとなつて輸入品に対する内國消費税の滞納による滞納処分につきましては、現在は税務署においてこれを行なつておるのであります。

○委員長(大矢半次郎君) 次に店舗であります。店舗は外國為替取引又は貿易金融上重要な地位に限つて設置できることとして、国内店舗はこの意味でかなりの制限を受けることはいたしておりません。

第三に店舗であります。店舗は外國為替取引又は貿易金融上重要な地にあってこれを行なつておるのであります。現在我が國で外國為替業務を営む銀行は相当数ありますが、事務の簡素化を図るために税關に

おいてこれを行なうことができるとしているのであります。

次に、関税定率法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申上げます。

この法律案は、内外の諸情勢の推移に即応して、関税定率法の規定を整備し、関税の軽減、免除又は払戻しの制度の活用によって貿易の振興に資するため、別表輸入税表を除く全文を改正しようとするものであります。

以下、改正の諸点について概略申上

げます。

先ず、現行関税定率法におきましては、種々性質の異なる免税を一律に無条件免税として規定しているため、実際の取扱において適切を欠く点がありますので、これを免税の性質に応じまして、無条件免税、特定用途免税、再輸出免税及び外交官用貨物等の免税に分類整備し、無条件免税以外の免税物品については、一定の条件下に違反したときは関税を徴収することとしているのであります。

次に、輸出の振興に資するため、輸出に役立つ特定の増殖用動物を無条件免税に加えるほか、輸出綿布等の、のり付け仕上げに必要なコーンスターの製造に使用する「とうもろこし」についての関税の減税又は免税を認め、その他、輸出貨物の製造用の輸入原料品の減税、免税又はもどし税を行う場合における輸入原料品と国内産原料品等との混用使用についての便宜取扱を認めるなどとしているのであります。

次に、最近における貿易の実情を考慮し、輸入貨物を違約品として返送す

る場合における関税の払い戻し制度を設けると共に、複関税その他の関税制度についての規定の整備を図ることとしているのであります。

その他、重要機械類、児童給食用ミルク等の関税の免税期間を一年間延長する等により、暫定的に関税率の一部についての調整を図ることとしているのであります。

次に国税収納金整理資金に関する法律案について、提案の理由を御説明申上げます。

現行の租税制度の下におきましては、過誤納、欠損繰戻等の事由により、収納した国税のうち、納税者に還付する金額は相当の額にのぼることとなるのであります。現在は、これらの還付されることとなる金額をも国税收入として計上し、国の各般の需要を充

て、現在のところでは、相続の場合は、その機会に譲渡又は伐採があつたものとみなすという規定が、この前の改正のとき、そのままに残つております。

こういう建前を昨年から実はること

あります。

なお、本資金の受入及び支払につきましては、歳入歳出に準ずる取扱をし、その受払計算書は、会計検査院の検査を経て、歳入歳出の決算と共に国に提出することとする等の措置を講じることとして、その経理の明確、且つ、適正を期すこととしたのであります。

以上この法律案につきまして提案の理由を申上げたのですが、何とぞ御審議の上、速かに賛成せられるよう切望する次第であります。

以上この法律案につきまして提案の理由を申上げたのですが、何とぞ御審議の上、速かに賛成せられるよう切望する次第であります。

○委員長(大矢半次郎君) 次に所得税法の一部を改正する法律案その他税制改正に関する諸般の法律案を議題といたしまして質疑を行います。

この際、前回の委員会において租税特別措置法の内容説明について留保した事項について補足説明を求めます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 私から御説明申上げます。租税特別措置法の十二条の二項の関係につきまして説明が留保されておるかと思いますが、この十二条の規定は昨年改正で挿入された規定です。

ございまして、我々は一応概算経理の

の相続の時期までに生じていた山林の所得、それが山林が伐採され或いは譲渡されると否とを問わず、一應計算しているのであります。

たしまして、それを被相続人の所得税として課税し、その代りと云ふ語弊がありますが、今度、相続した人がその山林を伐採或いは譲渡した場合におきましては、相続のときの時価と、実際に伐採、譲渡した場合における価額との差から所得を計算して、そうして所得税を課税する、こういう制度をとつたいたわけであります。それ以前に

おきましては、相続の機会に山林所得を課税しておりませんので、相続人が伐採又は譲渡した場合におきましては、被相続人の取得した山林をそのまま相続人が引続いて持つていてもとのとみなす、こういう規定が一つございまして、相続人が伐採した場合におきましては、被相続人が払つた必要経費と相続人が相続後に払つた必要経費とを差引いたものを以て山林所得としていた。昭和二十五年の税制改正以後おきましては、先ほど申ししたような措置になつていて。ただこの昭和二十五年の改正による措置は、実際に山林の伐採、譲渡がないのに、そこに所得税が課税されるというので、いろ／＼無理な場合が生まれますので、そこで二十七年以降におきましては、この制度

がございまして、このみなす規定で以てやつて参りまして、受遺者が実際に譲渡又は伐採したときに、遺贈者がかけた必要経費、受遺者のかけた必要経費と同様ように扱う。その以外の分につきましては、このみなす規定で以てやつて参りまして、受遺者が実際に譲渡

ます。今度多少これはまあ手直しのような恰好になつておりますが、包括遺贈の場合におきましては、これはまあ

相続と同じよう相続税を課税する。

改正案に対する政令の案が大体でき

ておりますか。

○藤野敏雄君 税制改正の機会におきまして、この二項の現行条文におきましてあります但書があるわけであり

付金相当額を差引いた国税収納金等の額を歳入に組入れることといたしましたのであります。

なお、本資金の受入及び支払につきましては、歳入歳出に準ずる取扱をして、現在におきましては、その相続の所得とする。こういう扱いにのみすることはしませんで、むしろ從来のように被相続人の持つていてるものをして行くようにするのがいいのじやないか、こういう意味で、この改正を提案したわけでございます。

改正案に対する政令の案が大体でき

ておりますか。

第六部 大蔵委員会議録第十三号 昭和二十九年三月四日 【參議院】

○政府委員(渡辺喜久造君) 政令案は大体できましたので、至急参考資料として御配付申上げるつもりであります。もうちよとお待ち下さい。

○藤野繁雄君 若しでてきておつたらば、それによつて検討してから……。

第五条の十二ですね、第二項の一番末項のところに、「命令で定める資本又は出資のない法人については、これを適用しない。」ということでありますが、これはどういふうなものをお

定しておられるのでありますようか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 大体ここに指定いたしまして、この交際費制限を適用しない法人としましては、公益法人でありますとか、或いは出資のない協同組合でありますとか、そういうものは大体これに全部包含させたい。

業はかなり大きくやつておりますのうなもので、相互保険会社のようないものは、御承知のように非常にまあ資金が小さくてやつておりますが、事業はあまり大きくやつておりますので、こうしたものは、やはりこの一項の適用を受けて然るべきものじやないだらうか。それをまあ受けるものだけ実は書くといふのは、この法の性格からしましてちよつと適当でないと思いまますので、むしろ原則は受けるのだ、恰好でございますが、従来大体こういうような性格でやつて来ておりますので、こういう恰好をつております

が、大体、今、我々のほうで考えておりますのは、公益法人とか或いは出資のない協同組合とか、そういうものは適用しないほうに入れて、適用するも

のとして今具体的に我々のほうで考え

ておりますのは、相互保険会社、こういふものを考えておる次第であります。

○藤野繁雄君 それから第八条の五の第二項です。これを、字句が明らかでないから、わからぬからお尋ねするのでござりますが、第二項のところのこの両方の改正の対照表の上の段のし

まいから括弧の中に「当該農林漁業組合が再建整備と整備」、こう書いてあるが、その整備はどういふうな意味でありますようか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 立案した気持いたしましては、その最初のほうにござります「農林漁業組合再建整備法に基く再建整備」、それから、そ

の次に「農林漁業組合連合会整備促進法に基く整備」、この二つがあるわけでございまして、この再建整備と、そのあと整備といふのを、まあもう一

遍繰返して書くと、実は、はつきりし

たのかも知れませんが、この括弧の中における再建整備と申しますのは、そ

の冒頭の中にござります農林漁業組合

再建整備法に基く再建整備であり、あ

とのほうにあります整備と申しますのは、農林漁業組合連合会整備促進法に基く整備である。かよくなつもりで立

案してござります。

○藤野繁雄君 そうすると、その整備といふのは、整備促進といふことの促進が落ちてゐるといふ意味じやないのですね。原案ではこういふうになつて

いるのですね。

○政府委員(渡辺喜久造君) これはま

あ我々のほうの解釈かも知れませんが、整備促進法と申しますのは、結

局、整備を促進する法律であつて、そこで行われる対象は整理である。従い

まして、整備を促進してはいるといふふ

うにまあ言えないこともあります

が、整備を行なつてはいるといふ語句で

いるといふじやなくて、やはり整備を行なつておる、こういふうに解す

べきじやないか。かよなつもりで一応立案してござります。

○藤野繁雄君 それから今第八条の五の三項の二行目の「直接又は間接の構成員」という意味がどういふうな意味か……。

○政府委員(渡辺喜久造君) これはまあ最近ばかりの法律でもときどく使われて頂いておりますが、協同組合が普通の町村単位のような協同組合がありますので、そこに県単位の連合会がある。その連合会の構成員である協同組合と

その連合会に対する構成員である協同組合と

いうのは、これは直接の構成員とはち更に連合会が全国で集まりまして中央会ができる。そういう場合に

おきましては、中央会に対する市町村単位の連合会が直接の構成員でございます。

協同組合、これは直接の構成員とはち

よつと言いかねるのでござります。直

接の構成員と申しますのは、県単位の連合会が直接の構成員でございます。

ただ併し、それじや全然関係がないか

といふと、これはやはり大きな意味か

らしますれば構成員である。こういう

意味のあれで、一番最後に申しました

中央会に対する市町村単位の連合会といつ

たようなものとの關係を間接の構成員

といふふうに呼びまして、一応ここへ

そういう趣旨で書いてあるわけでござ

ります。第十四条の関係もあるようですが、そういうふうな、中には私は読めども……。

○政府委員(渡辺喜久造君) お答え申上げます。現在土地の譲渡の場合に、

極く普通の場合ですね、任意に譲渡す

る普通の場合の取扱は、財産税のときの評価額を元にしまして、そうして再評価の限度までは、百分の六の税率で再評価税を課税し、それ以上の差額が出た分については、譲渡所得として、その半額だけ課税して行く。これが普通の任意の場合であります。

その次の問題としまして、いろいろ

の対象にする、あるいはそういうふうなことと買収を受けたところの土地と交換するところの土地があつたらば、そ

らばその際にいては税金は少いとい

うことであります。しかし保安隊で

あるとか保安隊であるとかいうような

土地の関係から、そな簡単な交換した

土地があるはずはない。結局駐留軍で

あるとか現金をもらひ、現金を

もらつたら、それに課税されるとい

ういうふうなことだつたら、収用された、取

られた上に又税金も払わなければいけ

ないといふことで、非常に困難な状態

に陥つてゐるのが現在の状況であります

が、そういうふうな、中には私は読

んでみるといふと、ところへには

何だか適当な救済策があるようにも考

えられます。どの法律のどの条で、

どういふうことになつておるか。

それを詳細に御説明願いたいと思いま

す。第十四条の関係もあるようですが、





が、大体物価は或る程度下がるが、生産は大体基準年度に比べまして百五十億くらいで横這いして行くものだ。こういうふうに見積りまして、一応の数字を出したわけでございます。

それで改正後との関係になりますと、もう一つ申告所得税の実はマイナスを打ち消すファクターがあるのです。それは事項別増減収額調べに書いてござりますが、事業税の引下げといふことがこれはまあ絶対額では約百億を超えるようだ……実はこの四ページを御覽願うとわかります。約百億を超える事業税の実は引下げが片方で行なわれます。そういうふうになりますと、事業税は現在所得税の必要経費で以て差引しておりますので、まあこの必要経費がそれだけ減つて来るということが、細かい計算になつていささか恐縮ですが、実は当然考えられるわけです。この分の引下げのはね返り等を要するに三十億增收に見ていいのじやないか。これは百億現実に事業税が減りますから、そこでそういうふうな数字を見ておきましても、かれこれ大きなファクターとしましては、一つには本年度の、二十八年度の分におきましては、農業において冷凍害による減収、それから九州等における風水害による減といつたようなものは、そなならんのですが、片方に百億ちょっととの事業税減税による分がこの所得税の増にはね返つて来る。主としてこの二つでございますが、この二つの結果が最後の結論いたしまして、平成度と改正後の今年度と比べますと、

相当の減になりますが、十一億くらいの減になりますが、前年度と比べまして五億七千三百万円の増収になる。この十一億といふ減が割合少いといふことは、片方に事業税の減収があるが故に、源泉所得税におきましては所得税の減がまる／＼そこに出で来るわけであります。申告所得税の関係におきましては、これは特に営業関係だけでござりますが、そういうことがあるが故にプラス・マイナスの差引があるといふのがこの数字の出て来たゆえんだと申上げていいと思います。

それから法人税についてのお話がございましたが、我々もまあ法人の業績といふものがどうひらふうに変化していくかといふことについては相当検討しておりますが、この点だけ特に御注意願いたいと思います。と申しますのは、二十九年度の歳入に入りますが、全部三月決算と九月決算などいろいろござりますが、この点だけ特に御注目願いたいと思います。と申しますのは、二十九年度の歳入に入りますが、今年の三月決算の分と九月決算の分、これが二十九年度の歳入に入つて来るわけです。そうして三十年の三月に入ります決算の分は、これは三十年度の歳入になるわけでござります。従いまして景気が或る程度下降傾向に今後行つたとします場合におきまして、二十一年度の歳入に入つて来るわけではございませんが、まだ下降傾向の始まり、それほど下降して行かない、最初の時期と、それからちよつと好景気に入りかけた時期、この分が昭和二十九年に入つて来るわけであります。三月の決算につきましてはいる／＼我

めに、私も調査されたものを調べておりますが、割合に会社の収益はそれほど悪くないといふ数字が出ているようですが、それこれ見て参りますと、まあこの見積りが特に樂觀に過ぎているといふふうに我々は考えなきともいひんじやないかと考えております。

○菊川孝夫君 次に一般的なことにつきまして、法人税につきましてもう二点お伺いしたいのですが、第一は、この要綱にある資本構成の是正を図るために再評価をやるかというのがある。うののがこの数字の出て来たゆえんだと申上げていいと思います。

菊川委員の言われたような事情があつたが、ただこの場合におきまして、実は二点お伺いしたいのですが、第一は、この要綱にある資本構成の是正を図るために再評価をやるかというのがある。うののがこの数字の出て来たゆえんだと申上げていいと思います。

それから法人税についてのお話がございましたが、我々もまあ法人の業績といふものがどうひらふうに変化していくかといふことについては相当検討しておりますが、この点だけ特に御注目願いたいと思います。と申しますのは、二十九年度の歳入に入りますが、全部三月決算と九月決算などいろいろござりますが、この点だけ特に御注目願いたいと思います。と申しますのは、二十九年度の歳入に入りますが、今年の三月決算の分と九月決算の分、これが二十九年度の歳入に入つて来るわけです。そうして三十年の三月に入ります決算の分は、これは三十年度の歳入になるわけでござりますが、今年の三月決算の分と九月決算の分、これが二十九年度の歳入に入つて来るわけです。そうして三十年の三月に入ります決算の分は、これは三十年度の歳入になるわけでござります。従いまして景気が或る程度下降傾向に今後行つたとします場合におきまして、二十一年度の歳入に入つて来るわけではございませんが、まだ下降傾向の始まり、それほど下降して行かない、最初の時期と、それからちよつと好景気に入りかけた時期、この分が昭和二十九年に入つて来るわけであります。三月の決算につきましてはいる／＼我

めに、私も調査されたものを調べておりますが、割合に会社の収益はそれほど悪くないといふ数字が出ているようですが、それこれ見て参りますと、まあこの見積りが特に樂觀に過ぎているといふふうに我々は考えなきともいひんじやないかと考えております。

○菊川孝夫君 次に一般的なことにつきまして、法人税についてのお話がございましたが、我々もまあ法人の業績といふものがどうひらふうに変化していくかといふことについては相当検討しておりますが、この点だけ特に御注目願いたいと思います。と申しますのは、二十九年度の歳入に入りますが、全部三月決算と九月決算などいろいろござりますが、この点だけ特に御注目願いたいと思います。と申しますのは、二十九年度の歳入に入りますが、今年の三月決算の分と九月決算の分、これが二十九年度の歳入に入つて来るわけです。そうして三十年の三月に入ります決算の分は、これは三十年度の歳入になるわけでござります。従いまして景気が或る程度下降傾向に今後行つたとします場合におきまして、二十一年度の歳入に入つて来るわけではございませんが、まだ下降傾向の始まり、それほど下降して行かない、最初の時期と、それからちよつと好景気に入りかけた時期、この分が昭和二十九年に入つて来るわけであります。三月の決算につきましてはいる／＼我

めに、私も調査されたものを調べておりますが、割合に会社の収益はそれほど悪くないといふ数字が出ているようですが、それこれ見て参りますと、まあこの見積りが特に樂觀に過ぎているといふふうに我々は考えなきともいひんじやないかと考えております。

○菊川孝夫君 次に一般的なことにつきまして、法人税についてのお話がございましたが、我々もまあ法人の業績といふものがどうひらふうに変化していくかといふことについては相当検討しておりますが、この点だけ特に御注目願いたいと思います。と申しますのは、二十九年度の歳入に入りますが、全部三月決算と九月決算などいろいろござりますが、この点だけ特に御注目願いたいと思います。と申しますのは、二十九年度の歳入に入りますが、今年の三月決算の分と九月決算の分、これが二十九年度の歳入に入つて来るわけです。そうして三十年の三月に入ります決算の分は、これは三十年度の歳入になるわけでござります。従いまして景気が或る程度下降傾向に今後行つたとします場合におきまして、二十一年度の歳入に入つて来るわけではございませんが、まだ下降傾向の始まり、それほど下降して行かない、最初の時期と、それからちよつと好景気に入りかけた時期、この分が昭和二十九年に入つて来るわけであります。三月の決算につきましてはいる／＼我

めに、私も調査されたものを調べておりますが、割合に会社の収益はそれほど悪くないといふ数字が出ているようですが、それこれ見て参りますと、まあこの見積りが特に樂觀に過ぎているといふふうに我々は考えなきともいひんじやないかと考えております。

○政府委員(渡辺喜久造君) 現在オーバー・ローンの話がありましたが、それによつて相当期待をしておら

ことはこれは言えると思いますが、たゞそういうふうな事態にありますだけに、やはり何かそれを促進するような措置は考えて行つていいのじやないか、こういうふうなのが一応こういう法案を提案した理由であります。

○菊川幸夫君 次に四項の「プラント輸出」には対価の5%を控除する」、このお話をあります。このプラント輸出につきましては輸出入銀行が融資をいたしまして、一般の輸出とは大分その面からも国の補助があるわけです。而もその輸出入銀行の借入といふは期間も長くて、これに對しては非常な援助が、国家的な援助がなされている。更にこれは税の面においても大きく普通の輸出よりも援助をしていくことになると、見方によりましては、國の財政措置で以て一つのダンピング、こういうふうな嫌いがあるのじやないかと、こう思ふのですが、これに対し特別にプラント輸出の場合のみに對価の5%控除をするといふことはどういう理由か。それから5%にせられたといふことについて聞きました。なぜ5%か、どうせ徹底的にこいつをやろうといふならば、もう少し殖やしてもいいといふことも又成立つのですが、5%控除せられたのはどういう理由ですか、それをお聞きしたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) プラントが貿易で伸びて行く場合におきまして、從来割合に軽工業的な製品、そういうもので、輸出の重點がその方向にあつたわけです。併しどうしてもやはり工業的な方向に切換えて行かなければならぬ。更にまあプラントとい

う定義がなか／＼むずかしいものですから、法文のほうでは多少違つた形でつくりした定義付けを実はいたしましたが、まあ概念的なプラントといふもので考えて参りますと、プラントを一応輸出して置けば、これは提携的なプラントであります場合におきましては、一度の輸出が、将来例えれば部分品でありますとかいろいろ形において他の輸出を引張り出してくれるると申しますか、引出してくれるといいますか、そいつた意味におきまして、プラント輸出といふものについては、将来重工業に相当輸出の重点が移つて行くべきではないかということと同時に、そしだ重工業製品のための市場開拓の上から見ますと、プラント輸出というものはかなり重要ないか、こういった考え方からいたしまして、通常の場合の3%に変えて5%といふ、まあ例えばフェイバーを与えたらどうかといふことに一応御提案申上げたわけであります。

それじあ何で5%という数字が出たか、これは必ずしもはつきりした計数的な根拠があるわけじやありませんが、まあ重工業製品等の通常の収益率等を睨みまして、まあこの程度にこいつをやろうといふならば、もとより五%くらいが適当じやないかといふように一応出されて見たわけであります。

なお、これがダンピングの問題を惹起する虞はないか。まあこれはいろいろの議論があると思いますが、我々といたしましては、現在のところこの程度のフェイバーを以てすべくダンピングの問題が出て来るといふほどのものではあるまい、かように考えております。

○菊川幸夫君 そういたしますと、このプラントの輸出の問題につきまして

は、輸出入銀行が融資したからプラント輸出……、こういうふうに見るわけじやなしに、重工業の本当の設備輸出、こういうふうに限定して考えておられるのか、これは、

○政府委員(渡辺喜久造君) 租税特別措置法をちょっと御参考願いたいと思いますが、七条の六でございます。新旧対照表でございましたら二十一ページ、改正法律案でございましたら二十一ページでございますが、新旧対照表のほうで御説明しますと、そこに二項二ページでございますが、新旧対照表のほうで御説明しますと、そこに二項五を適用したらどうか、こう考えておられます。

○菊川幸夫君 これによりますと、とうふるに列挙してござります。まあアラントとは何かといふので、三号又は第三号の設備等は、左の各号に掲げる物品でその輸出契約金額が千万円をこえる場合における当該の鉱工業生産設備とか発電及び変電設備、こういうような一号、二号、三号などかといふことに一応御提案申上げたわけであります。

それじあ何で5%といふ数字が出たか、これは必ずしもはつきりした計数的な根拠があるわけじやありませんが、まあ重工業製品等の通常の収益率等を睨みまして、まあこの程度にこいつをやろうといふならば、もとより五%くらいが適当じやないかといふように一応出されて見たわけであります。

○政府委員(渡辺喜久造君) まあ船舶の前につぶれました、法人の支出する交際費、接待費、機密費等が損金に算入しないという問題でございますが、今これは特に造船会社を中心問題になつておる交際費の問題ですがね、この交際費の範囲、これは船会社の交際費につきまして聞きましても、宣伝費などはございませんが、これは私たちのほうでも大分して行くといふことは非常に私は疑問があると思うのですが、これはやつぱり造船会社あたりの運動から……、その辺大丈夫ですか。(笑聲)

○政府委員(渡辺喜久造君) まあ船舶がアラントであるかないかといふ議論でありますけれども、アラント輸出として特別な融資をするかといふのはケース・バイ・ケースで具体的にきめているようでございまして、金をまあ貸すとか貸さないかといつたようなところでござりますので、それはそれで済むのかも知れませんシジンも持つておりますし、いろいろそこに設備を持つておりますし、いつここで政党献金といふやつが、相手は、これは私たちのほうでも大分してみましたが、やはり船舶といふのはエスカレートするかといふ問題であります。それからその分け方をどういふふうにするかといふことになると、これは又税務署関係と船会社との間に非常ないろいろの運動が起る危険がない。それからその分け方をどういふふうにするかといふことになると、これは又税務署関係と船会社との間に非常ないろいろの運動が起る危険があるじゃないか。これを交際費に見るか見ないかという問題。それからもう一つここで政党献金といふやつが、相手は、これは私たちのほうでも大分してみましたが、やはり船舶といふのはエスカレートするかといふ問題であります。それから自動車などにつきまして、これはやはり一つのアラントじやないかといふふうな考え方が許されるようございまして、これはやはり一つのアラントじやないかといふふうな考え方があります。それから今度は造船工業会であるとか船主協会であるとか、これは各船会社から組合費として或る程



税金の浮貸し的な性格が一つ生じる。このあと一体どのぐらい製糖会社は一応税金をあづかっている期間、それから額、月額にしてどのぐらいになるか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 砂糖消費税の、庫入の見積りが増税前において三百二十三億、増税後は三百八十億、こうした数字からいたしまして、大体一月に納めます税金が約三十億前後といふことを考えて参りますと、大体今何ヵ月そこで税金があと払いになるかといたことで或る程度の推測はできると思います。ただ併しこれは私のほうの調査がまだ不十分なかどうか知りませんが、最近の状況におきましても現金取引が行われているといふような話は聞いておりません。まあ強気であればそれは手形のサイトは短くなりましょし、或いは弱気の場合には手形のサイトが長くなる、こういふことはこれはおのずからあるうと思いますが、そな現在において現金取引にまでそれが切替つているといふ話は聞いておりません。ただ一応強気の場合におきましては相当売手市場になりますから、取引の状態などが相当売手に強くなりますがから、従つて現在認められております期間に比べまして或る程度ゆとりがあるといふことはこれは生ずるかと思ひますが、併しこの問題は割合に市場の姿によりましていろいろ変わるものでございますので、恒久的な制度として現在できております納期を、そなたびそのたびに変えるのも如何かといふので、今回別に納期の点についてでは従来と同じように扱う以外のことを実は考えておりません。

ただ砂糖の税率の引上げの問題につ

きましては、どうもやはりこれも直段と裏腹になる問題ですが、なかなか有効需要が相当強ございまして、先日までの値上がりは少し思惑的なフクターがいろいろ入つておきましたもので、その後或る程度値下りを見た、こらしまして相当強氣のものがあるのではないかだらうか、そういうことも考へて参りますと、やはりそれだけで相当強氣の相場を出すわけでございまして、むしろ或る程度の増税によりまして、有効需要を少し小さくするということが考えられましても、どちらにしても消費者に対する価格といふのはそれほど違わんで済むのじやないか、このよしなことに多少ともこれで寄りであります。

○菊川翠夫君 今原糖を輸入した場合には九九%くらいまでは大体製糖会社に行つてしまふ、而もその製糖会社に渡るのはトン百十五ドルくらいで渡す。実際の相場としては百六十ドルか百七十ドルくらいまで、これを円にすると六十四円くらいで買えるのだが、市価はどうしても七十円です。年間原糖の割当だけでも製糖会社の儲けになると、原糖の割当だけでも今年九十萬トンといふのですが、去年は三百億万トンといふのですが、去年は三百億

つておられたが、今製糖会社へ砂糖を買ひに行くのに手形では売つてくれない、皆現金でなければ売つてくれない、だから製糖会社は相当有料に入つて参りますと、やはりそれだけで相当強いが、これは皆大衆に転嫁するというような面には考慮をされている。まだそういう面には考慮をさへない。而も消費税の税率の引上げは、これは皆大衆に転嫁するというような点からしまして相当強氣のものがあるのではないかだらうか、そういうことも考へて、有効需要を少し小さくするといふ

つておられたが、今製糖会社へ砂糖を買ひに行くのに手形では売つてくれない、而も消費税の行政の上に私はこうした数字から考慮をされて然るべきだと思ひますが、十年一日のごとく消費者税一本、而もそれは延納を認めるので、製糖会社は莫大な利益を受けているという点から考慮をされると、わざわざ金を払つて、それを払つた場合、ベータード買つた場合、あるいは手形でやるといふようなことを言ふ

つておられます。そこに厖大な利益があるとか何とかいう問題につきましては、例えばドールの割当を受けましてキーパー糖を引取つた場合或いは台湾糖を買つた場合、ベータード買つた場合、スイッチで買つた場合、まあいろいろな各種の事情があるようであります。今の数字は実際にべらばらな点であります。そのも如何かと思つております。つまりこの点が一番問題だと思ひます。一応お聞きしたいと思いま

す。

○政府委員(渡辺喜久造君) 入場税と乗課税にしてそのまま据え置かれてるといふことになつて、製糖工業界からは相当な政治献金をやつて、そのため砂糖消費税の問題だけはいつも大衆課税にしてそのまま据え置かれてるといふ問題は、これは大きな問題だと思います。まあ国際収支の改善といったような考え方から一応今回の二割程度の引上げを適当と考えたわけでありまして、まあ国際収支の改善といったような考へ方からいふと三百億の利益だと思ひます。今国会の各委員会におきましては、従つてあなたがたが砂糖消費税と取組まれる場合には、そなう角度も一つ検討して、この際改正案を出されて、ただ税率の引上げだけでなく、私はその点も考慮して欲しいと思う。

○政府委員(渡辺喜久造君) 砂糖の値段は勿論消費税も入つておりますが、消費税が高くなつたといふだけですが、やはり現在としましては大きな需給関係で行くといふうに考えられるわけでありまして、結局砂糖消費税が現状のままでありましても、やはり値段は上るべきものはむしろ上がる上つて行くのじやないだらうか。従つてむしろ或る程度砂糖消費税を上げることが、或いは砂糖会社の負担になるのかどうか知りませんが、まあ一応そこに大きな利益というものがむしろ減殺されるゆえん

るああいう高級料理店あたりから圧力が加わつて主税局ではできなかつたのだろうか、この点が一番問題だと思ひます。それで、この問題をどうぞお聞きしたいと思いま

す。

○政府委員(渡辺喜久造君) 入場税と遊興飲食税の偏在の度合でござりますが、これは実績について見ますと、入场税の偏在のほうが大きいように見てあります。二十七年度の数字であります。全府県の平均が、人口一人当たりにいたしまして二百四十八であります。これに対しまして、東京都が九百十九円、鹿児島県が少くて九十八円、一番少ないのが茨城県で五十三円、なお大阪府が六百九十四円、こういう数字になります。これに対しまして遊興飲食税の数字は、全府県の平均がやはり二百五十八円、東京が三百六十七円、大阪が三百十一円、茨城四十八円、鹿児島が七十八円であります。

この機会に何で入場税だけ持つて来たか。入場税を持つて来ました理由は、これは私はとにかく現在のよろに非常にまあ偏在している財源でござりますので、これをやはり平均化するといふ位置を講ずることが、一面にたゞこの消費税のような独立財源を府県に与えることもできるゆえんでござります。まあそういふた意味から考へて行つていい問題であるといふふうに思つております。

それぢやなぜ遊興飲食税もついでに入れなかつたかといふまあ御質問でござりますが、これはまあ当初やはり遊興飲食税もなぜせられなかつたか。これにはやはり政治的な圧力で、いわゆる別会計に繋り入れて、九〇%は人口割せられるといふことは、一応理窟ではわかるのですが、そうするならばこの遊興飲食税もなぜせられなかつたか。これはまあ一応そこに大きな利益といふこといろいろ議論をして見たの

りまして入れなかつたのでございま  
す。その一つは、まあ税務署としまし  
てもちよつと今すぐこの二つを処理  
するだけの能力も如何かといふような  
点もあつた、こうなことを申上げて  
おきます。

○菊川孝夫君 遊興飲食税につきまし  
ては、今御説明になつたのは、成るほ  
ど実績はそういうふうになつております。  
ところが入場税といふのは、これは  
随分多いものでありますから捕捉率は  
いい。ところが遊興飲食税は今問題に  
なつてゐる腋脇メモの中川、それは遊  
興飲食税なんといふのは払つていな  
いと僕は思う。そういうものはとらない  
で、本当の一部だけはとつてあつ  
て、捕捉率は非常に悪い。五〇%ぐら  
いだと思ふ。本当に捕捉されていると  
字が出て來ていると思うのです。そ  
ういうところを全然考慮されずに、これ  
は何かそういうところでは捕捉されて  
ないとするならば、國の徵稅能力の  
ある国稅庁が乗り出して、これを公平  
を税負担という角度から是正する必要  
があるんじやないか。こうなふうに  
検討をされる必要があるんじやない  
か。入場税はもうわかつておりますか  
らやりやすい。ところが遊興飲食税は  
やりにくいといふことは、これは主税  
局長も大体お認めになるとと思うのだ  
が、どうですか。その点から考えず  
に、今挙がつた実績だけから説明され  
て、数字を擧げて、今こうなふうに  
なつているんだというふうに言われる  
のは、ちよつと本当の素人ごまかしの  
あれだと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) いや、別  
にござかず気持はありませんが、実績

の数字からいいますと、入場税のほう  
が現在徴在度が大きい。それだからと  
言つてそれは遊興飲食税を國稅のほう  
で徵收しなくていいといふ理由になる  
とも私は思つておりませんが、今度入  
場税だけ持つて來た、と言ふのは諷刺  
がありますが、入場税につきましては  
國において徵税する、遊興飲食税につ  
いてはそういうことをえてしなかつ  
たといふ点につきましては、この際と  
しては一応入場税だけを先づやつてみ  
ようといふ考え方でそういう結論が出  
た。こうなうことあります。

○菊川孝夫君 やがては遊興飲食税  
も、今も部内でも議論があつた、いろ  
いろな事情からやれなかつたといふこ  
とですが、如何に税務署としてもそ  
ういうことはちよつと手が出せん、やが  
ては時期を見てこういう特別会計もで  
きるといふことになると、やはり特別  
会計は今後殖やすような見込で以てお  
者えになつて行きましょか、この点  
だけ一つ。

○政府委員(渡辺喜久造君) それく  
人の人としてはそれくの意見があると  
思ひますが、併し政府といつてしまつて  
は、現在のところ将来遊興飲食税を國  
で徵收するよう持つて來るとか持つ  
て來ないとかいうことについてはまだ  
何らの結論も出しておりません。

○菊川孝夫君 主税当局といたしまし  
ては、これについても考慮しなければ  
ならんといふような議論になつてゐた  
といふ話ですが、いろいろな事情と  
いう、そういう事情についてはお聞き  
しなくとも、我々の想像した通りに受  
取つておきますが、本当に良心的に徵  
稅當局として考えられました場合には、  
これに手を著けるといふ以上は当然

向うも手を著けなきやならん。これ  
は私は良識ある徵稅當局として考えな  
きやならん問題だと思うのです。その  
点については検討を今後加えられる  
かも、これは當分見逃してそのまま地方  
稅に置いておく、こうなう考えかど  
うかお聞きしたいと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) 政府とい  
たしましては、現在のところまだその  
点につきましては何らの結論は出して  
おりませんが、將來の問題としまして  
はやはり検討はなすべき問題であると  
いうふうに思つております。

○菊川孝夫君 最後に、奢侈品織維稅  
のいろいろ原糸課稅からずつとこちら  
へ行きあちらへ行きまして、予算がき  
まつてからこの稅法のほうでは最後ま  
でできまなかつた。その経緯は、予算  
を先にきめる、従つてこれだけ取るん  
だと言つておいて、それでどこから取  
ろうといふところで、結局最後に廻り  
廻つて一番弱いところへ行つてしまつ  
た。こうなう結果になつたのは非常に  
あと味の悪い結果だと思うのですが、  
これのほうは税金をかける。それで予  
算はどれだけ上げるということで、穀  
然たる態度を私は示されるのが本当に  
やなかつたかと思うのですがね。予算  
には先に持つて行つてしまつておる。

織維稅として出でしまつて、あとであ  
ちらへ廻りこちらへ廻りして結局一番  
弱い面へ行つた。あと味の悪い面であ  
る点については、今後徵稅を遂行され  
る場合にはいろいろのところからこれ  
は反撃が起きて、徵稅事務の遂行上非  
常にむずかしいんじやないか、こうい  
うふうに思うのですが、この経過を一  
遍御説明願いたいのです。何で最後に

廻り廻つてこんなところへ来てしまつ  
たか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 当初は原  
糸課稅とかいろいろ検討しておつたの  
でございますが、原糸課稅の線で行き  
ますと、どうしてもやはり徵稅は比較  
的しやすい面がございますが、結局例  
えば絹の例をとつてみると、銘仙の  
場合におきまして、それが錦綾にな  
り結城になつても、使う糸が同じじなら  
は負担する稅金は同じだ。担稅能力から  
いいますと、やはりできるだけ消費に  
近いところで課稅するのが適当じやな  
いだろうか。今度の案で大衆課稅とか  
いろいろ御批判を受けておりますが、  
これは百パーント、ウールなら当然  
課稅してよからうという御意見が出る  
んじやないかと思いますが、勿論稅率  
によりますが、現在の実情を見て参り  
ますと、学生服であれば一万二、三千  
円のものがみんなビニールでで  
きておる。サラリーマンが普通着ます  
一萬四、五千円から一萬七、八千円の  
洋服は全部ビニール・ウールである。こ  
ういうふうな点を考えて参りますと、  
やはり原糸課稅といふ考え方は相当荒  
っぽい考え方であつて、それこそ大衆  
課稅的な色彩が相当強い。むしろ製品  
で或る程度課稅するといふ考え方のほ  
うがよからうじやないか、こうなう  
考え方が出て参つたのでござります  
けれども、そこに私は一貫して耐乏予  
算で國の經濟再建を圖つて行く、困難  
な國際的經濟情勢の下において対処し  
ようといふ氣概が余り今度の改正には  
見られないよう思ふのですが、根本  
的に地方稅と國稅との関係、入場稅た  
けは捉えてこうなうふうにやられるの  
ですが、地方稅と國稅との関係、それ  
から國際經濟情勢との対比において根



○土田國太郎君 いつのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 現行法でござりますと、二十六条でござります。

○土田國太郎君 期間は……、いつ頃の法律ですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) ちょっと伺いますと、いつこの規定を改正したか、今はつきりいたしませんが、たしか二十六年頃の改正で、こういう便宜な措置がとられたと思いますが……。

○土田國太郎君 二十六年ですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) そう記憶しております。

○土田國太郎君 大体結構ですが、誠に結構な措置なんですが、最近はいろいろの面で物価も上り、貨幣価値も下がっているんですが、こういうものを、三万円というのをもう少し引上げる必要はないでしょうか、三万一千円あれば、全額申告しなければならないようなことになるんですね。これを四万円とか五万円とか、もう少し下の階級を助けてやろうといふようなお考えは当分ないんですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) まあ三万円が大きいか小さいかという点につきましては、いろいろ御議論があると思いますが、今度は一応全体的に緊縮予算の建前で行つておりますので、まあ物価の値上がりが相当大きいから、これを云々ということは、今度としては考えるべき問題じやないと思つております。結局どちらかといいますと、税の免除をするとかしないとかの問題ではなくして、結局納税者のかたもこめて手数が増える、それで大き過ぎるか過ぎないかという問題として勘案すべきものと思つておりますが、現在のところ

におきましては、まあ大体このくら

いです適當ではなかろうかといふ、こう

いう結論を持つております。

○土田國太郎君 ちょっと伺いますが、この二条の五にある証券信託の所

得税の税額が十になりますですね、それは総合に入りますか、どうですか。それが総合に入るかどうかということ、信託銀行へ預金した利息、これも普通の銀行並に総合へ入らないで済むかどうか、この二つをお伺いしたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今度、この証券投資の分を三分の一にいたしましたのは、まあ証券投資の利益の中には、大き見ますと、配当に相当する

分と、利子に相当する分、それから証券の譲渡所得に相当する分、この最後の分は課税にならないわけですが、そういう三つがあるわけだけで、それを従来は全部株式の配当だと見まして、そして最後の期限の満了したときに振替えまして全部清算する、こういう建前をとつていてんだが、当初から全部まあ最初の分は配当だと見るのは少し酷いやないか。そこで一応三分の一だけは別途のものを見よう。併し最後だけは別途のものを見よう。併し最後においてはやはり従来と同じように、全部清算してみよう、こういう考え方で、まあいわば先取の観念でありますので、一応こういふうな考え方をしていいのじやないか。これはその三分の二に相当します分は、一応株式配当としてみますから、この分は個人のほ

うにおきましては、まあ大体このくら

いです適當ではないかといふ、こう

いう結論を持つております。

○土田國太郎君 ちょっと伺いますが、この二条の五にある証券信託の所

得税の税額が十になりますですね、それは総合に入りますか、どうですか。これが総合に入るかどうかといふこと

と、信託銀行へ預金した利息、これも普通の銀行並に総合へ入らないで済むかどうか、この二つをお伺いしたい。

○土田國太郎君 ちよつと伺いますが、この二条の五にある証券信託の所

得税の税額が十になりますですね、それは総合に入りますか、どうですか。これが総合に入るかどうかといふこと

と、信託銀行へ預金した利息、これも普通の銀行並に総合へ入らないで済むかどうか、この二つをお伺いしたい。

○土田國太郎君 ちよつと伺いますが、この二条の五にある証券信託の所

得税の税額が十になりますですね、それは総合に入りますか、どうですか。これが総合に入るかどうかといふこと

と、信託銀行へ預金した利息、これも普通の銀行並に総合へ入らないで済むかどうか、この二つをお伺いしたい。

○土田國太郎君 ちよつと伺いますが、この二条の五にある証券信託の所

得税の税額が十になりますですね、それは総合に入りますか、どうですか。これが総合に入るかどうかといふこと

ふうにするのですか、総合に入るか入らないか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今度の信託銀行に対する利子の関係は、これは昨年国會修正の改正によりまして、合

同運用信託の利益、これは預金の利子と同じように分離しまして百分の十をとる。それでそれは分離になつております。ほかのほうの所得とは総合課税をしない。これは現在まで続いております。

○土田國太郎君 それから十四ページの五条の十一ですが、今度のその増資でしたのは、まあ証券投資の利益の中には、大き見ますと、配当に相当する

まして、同族会社であると非同族会社であるとの区別はしておりません。もう一つこれは財界方面からいろいろ声を聞いておりません。

○土田國太郎君 十七頁の五条の十二の例の交際費の問題ですが、この基準年度は、この間の御説明では、二十八

年度というふうに承つておつて、この基準年度のない場合には、「百分の

七十に相当する金額が当該法人の營む主たる事業の区分及び取引金額に応じて命定める金額に満たない場合に

会社が経営の維持が困難に陥りやすい

といふわけですが、ただ払ひ切らなければなりません。これは併し私が本省の局長に申上げるまでもなく、二十数万の法人中の約八割は同族会社である。而も同族会社であれ、個人であれ、法人であれ、資本の蓄積といふことには、そ

れはもう変りないと私は考えて

りますが、これは併し私が本省の局長に申上げるまでもなく、二十数万の法

人中の約八割は同族会社である。而も

同族会社であれば個人であれ、法人であれ、資本の蓄積といふことには、そ

れはもう変りないと私は考えて

りますが、これは併し私が本省の局長に申上げるまでもなく、二十数万の法

人中の約八割は同族会社である。而も

同族会社であれば個人であれ、法人であれ、資本の蓄積といふことには、そ

れはもう変りないと私は考えて

りますが、これは併し私が本省の局長に申上げるまでもなく、二十数万の法

人中の約八割は同族会社である。而も

一つの考え方であります。この関係に非同族会社であると問わず、これは是非必要なものである。こういうふうに考えられますので、この点につきまして、同族会社であると非同族会社と非同族会社であると問わず、これ

で、まあ個人の負担なども睨み合せてありますと、同族会社について、そし

て単に再評価積立金を払込資本に振替えたといふことだけで、特別なフェイバーを与えることは、これは適当じやないじやないか。こういうよろしく論を述べましたのが現在の案でござります。

○土田國太郎君 十七頁の五条の十二の例の交際費の問題ですが、この基準年度は、この間の御説明では、二十八

年度というふうに承つておつて、この基準年度のない場合には、「百分の

七十に相当する金額が当該法人の營む主たる事業の区分及び取引金額に応じて命定める金額に満たない場合に

会社が経営の維持が困難に陥りやすい

といふことから、今度別途法案が提案されることと思ひます。別に再評価積立金を払込資本に

振替えましても、それは同じ自己資本の中の振替でござりますから、関係は

ないわけですが、ざいまさからただ払ひ切らなければなりません。これは自

己資本と他人資本との関係から言いま

すと、別に再評価積立金を払込資本に

振替えましても、それは同じ自己資本の中の振替でござりますから、関係は

ないわけですが、ざいまさからただ払ひ切らなければなりません。これは自

己資本と他人資本との関係から言いま

すと、別に再評価積立金を払込資本に

振替えましても、それは同じ自己資本の中の振替でござりますから、関係は

ないわけですが、ざいまさからただ払ひ切らなければなりません。これは自

己資本と他人資本との関係から言いま

すと、別に再評価積立金を払込資本に

えたからと言つて、特別にそこには何ら結果的に違ひはないわけでありますので、まあ個人の負担なども睨み合せてありますと、同族会社について、そし

て単に再評価積立金を払込資本に振替えたといふことだけで、特別なフェイバーを与えることは、これは適当じやないじやないか。こういうよろしく論を述べましたのが現在の案でござります。

○土田國太郎君 十七頁の五条の十二の例の交際費の問題ですが、この基準年度は、この間の御説明では、二十八

年度というふうに承つておつて、この基準年度のない場合には、「百分の

七十に相当する金額が当該法人の營む主たる事業の区分及び取引金額に応じて命定める金額に満たない場合に

会社が経営の維持が困難に陥りやすい

といふことから、今度別途法案が提案されることと思ひます。別に再評価積立金を払込資本に

振替えましても、それは同じ自己資本の中の振替でござりますから、関係は

ないわけですが、ざいまさからただ払ひ切らなければなりません。これは自

己資本と他人資本との関係から言いま

すと、別に再評価積立金を払込資本に

振替えましても、それは同じ自己資本の中の振替でござりますから、関係は

ないわけですが、ざいまさからただ払ひ切らなければなりません。これは自

己資本と他人資本との関係から言いま

すと、別に再評価積立金を払込資本に

振替えましても、それは同じ自己資本の中の振替でござりますから、関係は

ないわけですが、ざいまさからただ払ひ切らなければなりません。これは自

己資本と他人資本との関係から言いま

すと、別に再評価積立金を払込資本に

振替えましても、それは同じ自己資本の中の振替でござりますから、関係は

ないわけですが、ざいまさからただ払ひ切らなければなりません。これは自

己資本と他人資本との関係から言いま

す。

一

等をお作りになるときには一つ面倒を見てやつて頂きたい。こういうふうに考えております。

それからこれにはないのですが、組合法が改正の提案になつてゐるようですが、今度のあの酒造組合であります

が、營利事業をしなくも、組合員から負担金を徴収した。その金が余れば、營利事業をしないにかかわらず、課税されるというが現状のようだ。誠にこれは馬鹿々々しい話なんですが、こいつは何とか一つ直して頂かなければならんと思いますが、如何ですか、これは。

○政府委員(渡辺喜久造君) その点につきましては、いろいろな議論はしているのですが、ちょっとこの際の法案としてはもう少し検討をしてみたい。そこで今扱いと言つてはちよつと語弊があるかと思いますが、実際の指導としましては、結局その余つた分は賦課金として取り過ぎた分でございますから、これは借受金に一応処理してもらつておきました。その期としてむしろ返す、或いは翌年度分に充当する、そういう扱いにすることによって、実際の負担が行かんようにといふ措置をとりあえずとつて頂くように指導しております。

○土田國太郎君 我々組合の経営者としますれば、基礎を固くするために、積立金はどうしても必要なんです。今の御説明によると、一年はこれは借受金でよいかも知れませんが、毎年々々そういうわけにも行きませんし、実情は、これは一つ何とかしてお考え下さい。まあこういう余つた、これは利益の金ではないのですから、組合の即ち血を搾つた金ですから、それに謀

稅されるという馬鹿げた話もないのですから、これは非課稅にするのは、これは私は当然だと思いますので、これはお考え下すつて、適当に一つ御

措置を願いたいと思います。

それから最後にお聞きし、又申上げ

ておきたいのですが、今菊川委員のはから、一級酒とビールの比較論と申しますが、私は商売だから申上げるのではないですが、この一級酒が釐汎

品と言わることを私は非常に遺憾千萬だと思います。(笑聲) 七百円も八百円もする一級酒の原価においては、二級酒と二十円そこそくしか差がないのです。あとは政府の羊頭狗肉の策を以て、そうして盛大なる課稅のために、稅金をとるべく、高価のものを

国民に売りつけている。そのためには菊川委員から、これは釐汎品で、ビールよりも贅沢品だ、こういうふうに言

われていることは実際に遺憾千方百で、又この一級酒は非常なべらばもない高い税率を今課稅されております。物にはほどがあるので、一番とりいのは何か。政府は財政困難になつて来る、たゞこと酒と、もうきまつております。我々はほかの繊維業者や、労働

組合のように、むしろ旗を立てて政府へ運動もできませんし、陳情もできませんので、非常に弱い商売であります。それをつき込んで、こういふよう

です。(笑聲) 実際稅金が高いから、釐汎品呼ばわりされるのは、誠に世の中の人人がこれは間違つて見ているの

です。そういうことを言わざる。(二級酒と一級酒の差は約二十円程度しか違つておません。あととまあ全部稅金に乗つて、こういうことをやられているの

で、ビールよりもまだ苦しい。非常にこの清酒の立場というのは苦しい。どうかそういうふうな、こうした誤解のないように、一つ稅務當局もやつても、わなきや困る。

このビールはどの程度……、この千円の税引上げであります。これは税が本年は昨年度よりすでに二級酒にしましても、十六、七円の値上がりになつておる。一級酒にすればそれ以上のコストの値上がりがある。それを今見ますといふと、大体どちらも五分程度の値上がりになつておる。而もこの厖大な

勘案されてないよう、私はこの値上がりを見ると考えられるのですが、私はビールといふものは最近増産に増産を重ねる、又この管理の経費といふものは、ビールくらい人件費の要らないものはないのです。実際に大きな工場に行つてみても、ぱらくとしか人間がいないといふビール業の今日であります。皆機械力を以て動かして、殆んど労働者といふものはまあ余り使つてないといふ

ません。税金を二百二十五円ぐらに抑えたいことを考えております。税金を二百二十二円に、三円五十銭プラスすれば、これは百二十五円五十銭になるわけですが、多少瓶の関係を少し考える

ことによつて、全体で百二十五円といふ数字に何とか抑えたい。末端價格

は幾らになるわけですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 値上りは一百三円でございます。

○土田國太郎君 そうすると、値上り

○東隆君 私は昭和二十九年度稅制改正の要綱に關連して伺いたいのです。

最初は不動産の關係なんですが、不動産の所有權といふことについて、例えば農地改革後における耕地ですね。自作農になつておりますが、その場合に

おける所有權と、それから山林の所有權、或いは立木の所有權ですね。これには大分中身は隔りがあると思いま

す。例えは農耕地の場合ですと、抵當を設定することができます。抵當権と

いうものをね。農耕地の場合、それから賣買の自由の制限をされておるわけ

です。こういう所有權といふのは先ずないでの、考え方によると、私は農

耕地の所有權といふのは、所有權ではなく中やならんと思います。ビール

の内容につきまして……。

○政府委員(渡辺喜久造君) まあ、

○土田國太郎君 それはメーカーの

段が瓶込みで三円です。

いろいろな御議論があろうと思つております。現在の一級酒の値段が高い、特

に人つておるわけですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 勿論そ

うか。土田さん実は御承知のように、まだ卸しのマージンと、小売のマージンは、土田さん実は御承知のように、なかなかうきや問題がそこに絡つてお

りまして、最終價格は一応百二十五円

といふふうに考えておりますが、その中でメーカーがどれだけ負担し、それから小売卸がどれだけのマージンなどを

いたいという氣持であります。ビール

のコストの計算とか、その他について

は、我々もいろいろ検討しております。ビール

は、土田さん実は御承知のように、な

いままして、最終價格は一応百二十五円

といふふうに考えておりますが、その

中でメーカーがどれだけ負担し、それ

から小売卸がどれだけのマージンをと

りたいと思ひます。

○土田國太郎君 よろしくうございま



内容の上でもさせるという意味で、今一度この改正案を出したわけであります。

○東隆君 これを聞いていますのですが、前の改正の時分に生活協同組合、それから中小企業者等の協同組合、これらも免税の、なんとか周辺に浴したといふので、何か附帯決議かなにか行なつてゐるようです。それでこの改正によりますと、消費生活協同組合、或いは中小企業者等の協同組合については何ら考慮は払われない。一方

生活協同組合と、それから中小企業者等の協同組合におきましては、それは發達の途上にございまして、そうして、どちらかといふと後にできたものですが、基礎が非常に弱くて、そ

して当然これらの税をかけるといふような対象にするよりも、却つて助長しなければならないものと考えるのですが、この改正によつて非常にやりすらくなつた。却つて前の条文の中に消費生活協同組合或いは中小企業者等の協同組合を入れるべきでないか、そのう気持ちを持つてゐるわけです。そこで私はそういう考え方があるところ、確かに昔の産業組合時代に非課税の原則が確立しているので、そうして税をかけない、こういふになつておつた

では株式会社における株式と、それから協同組合における出資と同じに解釈されておられるのじやないか。又株式会社の目的と、それから協同組合の目的と同じに解釈されて、そういうふう

な点だのいろいろな点で、私は今回の改正は非常に何とかして税を取るという方面にばかり気を使はれて、そういうふうに考えておりません。生活協同組合につきましては、そのときは全然それから株式会社の相違、それをどううして協同組合の育成その他について非常にチェックするような改正である、こう考える。今申した協同組合、いうふうに考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) 我々は協同組合には株式会社と違つた一つの特殊な性格があることは認めております。従いまして、これはすでに御承知だと思いますが、協同組合の分配金につきましては、これは課税しない、組合には課税しない、こういう制度が

認められていて、結局組合員各自に帰属して行くものである。その一番端的な現われとして、今申しましたように、事業分量に応じて分けられる分については、これは同じように課税して頂かない

くものである。その一番端的な現われとして、今申しましたように、事業分量に応じて分けられる分については、

これは同じように課税して頂かないものである。その一番端的な現われとして、今申しましたように、事業分量に応じて分けられる分については、

これは株式の配当があつたりといつたようなものと、やはり非常に類似した性格を持つてゐるのではないか。こういう

ことで、現在の生活協同組合など是非常に健全な発達をさせるために、余り大ききな税額にはならんと思います。そういうふうな意味で、却つて健全な協同組合の発達をさせるために、免税或い

て特別に考えないか、考えろ、こうい

う附帯決議がありまして、中小企業協同組合については、そのときは全然我

は話をしておりません。生活協同組合につきましては、それが例えば昔

非営利団体であるがゆえに、これは

消費者団体であり、これはこの農業協同組合に考えたと同じ程度のことと考

えるべきじゃないか、こういうお話を

そのときにあつたのですが、併し農業

協同組合のこの関係は、先ほど申上

げましたように、再建整備という問題

と結び付いて特殊に出て来た問題であ

る。生活協同組合におきましては、そ

ういう問題は今我々聞いておりません

し、従つてそれが入るべきじゃないと

いうので、結局もう少し問題を検討し

てみようといふので附帯決議になつた

は非課税の原則を確立することが必要

なんぞ、私は昔の産業組合法が非課税の原則を出しておるのが、戦争中に農業団体の団体法ができまして、そして

業団体の団体法ができるのだから、こう

か、協同組合、農業協同組合の再建整備のために、この際必要だから、こう

いうふうにしよう、こういうふうな国

会修正であるといふうに伺いました

ので、従いまして関係のほうの当局と

も話合つてやつたわけでございまし

て、同時に協同組合が一体どういう性

格を持つか、これは我々も一応検討し

ておりますが、協同組合の本来の性格

から出て来るその分は、結局組合員

の利益といふものが協同組合を通ずる

ことによって出て来るわけでありまし

るべく究明して行くべきであつて、協

えにこういう特殊な扱いをするのでは

なくて、企業の再建整備といいます

か、協同組合、農業協同組合の再建整

備のためには、この際必要だから、こう

いうふうにしよう、こういうふうな国

会修正であるといふうに伺いました

ので、従いまして関係のほうの当局と

も話合つてやつたわけでございまし

て、同時に協同組合が一体どういう性

格を持つか、これは我々も一応検討し

ておりますが、協同組合の本来の性格

から出て来るその分は、結局組合員

の利益といふものが協同組合を通ずる

ことによって出て来るわけでありまし

るべく究明して行くべきであつて、協

のであって、それは決して税の対象になるほど大きな率のものではないわけです。そういう性格のものです。

○政府委員(渡辺喜久造君) 我々もそ

の点は一応よく存じておるつもりであります。従いまして一応協同組合に

出た剰余金をそのまま法人税の対象にしているわけではございませんで、事業

分量に応じた分配、これは要するに協同組合の本来の性格から見て、これは

協同組合の収益として課税すべきにあらす、そこでそれは現在課税してありま

せん。従いまして、同時に又大体五

分程度で以て出資に対する分配は制限

されているものと私は記憶しておりますが、そこで株式会社における出資

は、協同組合の出資とはそれは確か

たものよりも、その幅が広くなつて来た。それは併し本来の修正の趣旨から言えども、そこまで拡げるつもりじやなかつたというので、そのまま落しましてたが、その幅はそろ大きくなるものと思つております。

○東隆君 実は再建整備法によるものは、或る程度制限をされておるわけです。それから促進のほうも、これはこれに關係をする連合会關係の整備について……。それで農業協同組合一つと

つて考えて見ましても、終戦後に農業協同組合法によつてできた場合には、まだ統制經濟が相当進んでおつて、そ

れで一番初めに手を上げたのは協同組合内部における購買事業關係が手を上

げたわけです。購買事業を通して赤字が出て来た。こんなよろなことで再建整備が行われたんですが、その後に米

以外のものは全部統制が外されたわけ

です。それで販売事業關係で以て相当な赤字が出て来た。こういう情勢がお

きて来たときには、この再建整備の關係はどちらかといふと、この前の購買

事業を中心とした場合が非常に多か

つた。従つて再建整備によるところ

のものに外れたもので以て、相当考

ねばならないものがあるわけです。

これが一つですね。そういう考え方か

ら、これをやるということによつて育

成助長をしなければならないもの、而

も再建整備法その他によつて恩恵を受

けることのできないもの、そういうも

のものが省かれているわけです。そういう

点は、これによつて大部減つて来るといふことと、それが出て来るといふこと

と、それからもう一つは、先ほど

これは私は協同組合の正しい発達をさせて行くために、やはりこの改正によつてよりも、現行のものに追加することにようて、正しい協同組合の発達をさせることができます。これは私は何としてもそういうふうに考えますが、これでこの改正は私は大分考えものだ、こう思つているわけです。又あとでこの点は一つもう少し深めて行きたいと考えます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 只今お話を

の、購買事業で以て、先ず農業協同組合で相当の赤字が出たものがある。

或いは販売事業で相当の赤字が出たものがある。そういうたよな關係のものがある。そういうたよな關係のものにはこれはあります。この中に包含されましてそれでただ現在の法律です

と、それ以外の農業關係の団体が入つてゐる分は、これは外れるといふ

で、今お話をなつたよな關係で以て赤字が出た。特にこの際考えなければならんといふものについては、一応今度の改正案におきましても包含され行

くものといふふうに考えております。

なお、協同組合の課税の点につきまし

ては、これは我々におきましても、株

式会社の課税と大分性格的に違うもの

があるといふことを認めております

が、同時にその認めております点は、

結局先ほど申していよいよ、事業

分量に対する配当といふものを課税の

外へおくといふことで、大体本来の協

同組合の目的は達し得るのじやない

か。どうも私ども意見の相違になつてしまふのであります。達し得るので

はないかと我々はどこまでも考えてお

ります。

○委員長(大矢半次郎君) 本日はこれにて散会いたします。  
午後四時四十四分散会

昭和二十九年三月十七日印刷

昭和二十九年三月十八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局